

令和6年度 臨時運営委員会報告書

- 開催日時：令和7年1月10日（金） 16:00～17:30
- 開催場所：校長室
- 当日出席者：校長先生、本部役員7名、役員選出管理委員委員長 飯島様、
地域委員副委員長 岡崎様

1 あいさつ

校長先生

「なぜ」を繰り返して

皆様、こんにちは。冬至を過ぎ年が明け少しずつですが日が長くなり始めました。このような中で臨時運営委員会が開かれることになりました。ご準備いただいた皆様、ありがとうございます。

さて、ある企業では、何かトラブルが起きたときに「なぜ」を5回繰り返すそうです。なぜその事象が起きたのか、その原因はなぜ発生したのかなど、この作業を5回繰り返し（深掘りし）、その大本にある真因を探っていくそうです。そして、その真因に対する改善策を講じていきます。もし、これに取り組まなければ、またトラブルは起きてしまいます。本日の運営委員会では、こういう視点を参考にしながら、本校 PTA の未来について考えていけたらと思います。

今年の干支である「巳」は、脱皮を繰り返して成長するそうです。本校 PTA も脱皮を繰り返し、ますます成長してくれることを期待しています。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

PTA 会長

本日は、年明け新学期早々のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
そして校長先生、本日のご出席ありがとうございます。また、会場をご提供いただきましてありがとうございました。

今日この臨時の会を開催するにいたりました大事な議題がございます。どうかみなさま、よくご理解とご納得をいただき、そしてご賛同いただけることを願っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 協議事項

《PTA 本部より》

運営委員会にていただいた貴重なご意見をもとに話し合いを重ねました。

本日まで提案させていただく事項は、PTA の原点である『会員は、すべて平等の権利と義務を持つ。』を柱に検討した内容です。

PTA 会員皆様のためにも早めの施行が最良であると判断し、今回臨時運営委員会を開催させていただきます。

より良い PTA 運営に近づけるためにも、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【施行細則 第 1 条「役員選出規定」 5 ①各学級から 2 名以上選出する。】

→但し書きもしくは内規で 1・2 年 G 組から 1 名選出～ と加筆修正について

令和 7 年度より自閉症・情緒障がい特別支援学級ができることもあり、人数が確定できないため、現行のままとさせていただきます。



施行細則見直しにあわせ

G 組と自閉症・情緒障がい特別支援学級の在り方を学校と検討しました。



令和 7 年度より

G 組、自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、役員の選出候補者から除外いたします。…①

自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、委員を新たに開設いたしません。

…②

※PTA 入会については引き続き任意といたします。

【PTA の在り方について】

学校と協議を重ねた結果、学校と保護者をつなぐパイプ役として、また他校とのつながりを保つために PTA が今後も必要であると判断いたしました。

そのため、今後も役員や委員決めはなくならないことをご了承ください。

【優遇措置：複数回の委員選出を回避する策】

各委員経験者は、当該生徒の在籍中、委員と役員を免除される権利を有する。

免除は申告制とする。（令和 6 年度各委員より適用とする）…③

※生徒一人につき、一度委員を経験した者は、その生徒が在籍中の役員及び委員は選出対象外となります。会則第 4 条『会員は、本会の目的に賛同する次の者で構成し、すべて平等の権利と義務を持つ。』に基づいた優遇を提案させていただきました。

〈おおまかな流れ〉

PTA 非入会者、委員・役員経験者リストを作成し、リストを元にクラス名簿を消し込み→消し込み後のリストを元に委員や役員選出を行います。

※一部の委員に立候補が集中した場合はくじ。くじで外れた方は立候補のない他の委員の選出候補となる。

※立候補者がいなかった場合：副校長先生にくじを引いていただく。

※委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合はこの限りではない。

(2巡目の選出となる場合は、当該生徒での委員長・副委員長経験者を優先的に選出対象者から除く。)

複数回の委員選出を回避する策を導入するには…

各委員の協力が必要です。

重要：令和6年度委員より、各委員会の担当役割となります。

各委員の担当役割案について、別紙1担当役割案の資料をご参照ください。

【複数回の委員選出を回避する策を令和7年度より施行するためには】

大まかなスケジュールについて、別紙2スケジュールの資料をご参照ください。

以上の提案により、会則と個人情報取扱規則の改正が必要となります。…④⑤

なお、会則改正につきましては、現状のPTA活動に即した内容への改正も提案させていただいておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

保護者の皆様が無理なく参加できるかたちを目指し、今後も活動内容の見直しや改善が必要です。しかし、より良いPTAにしていくためには長いスパンも必要です。

現在の課題においても、次年度以降にしっかり引継ぎ、慎重に課題解決につとめてまいります。

〈承認のお願い〉

以下①～⑤それぞれの承認を1月17日までにお願いいたします。

令和7年度より施行するためにも、下記事項にご理解いただけると幸いです。

- ① 令和7年度よりG組、自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、役員の選出候補者から除外いたします。
 - ② 自閉症・情緒障がい特別支援学級においては委員を開設いたしません。
 - ③ 令和6年度の各委員経験者より、当該生徒の在籍中、委員と役員を免除される権利を有する。
 - ④ 会則改正について(別紙3会則改正案をご参照ください)
 - ⑤ 個人情報取扱規則について(別紙4個人情報取扱規則改正案をご参照ください)

→ライン投票の結果、すべての項目で承認されました。

なお、会則第18条1により、会則(本則)の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成が必要となるので、会則改正のための臨時総会を開催いたします。臨時総会の詳細は、後日、メールにて全会員に配信いたします。